

仙台市地域防災計画【共通編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
第 1 部 第 1 章 第 1 節 計画の目的及び 位置づけ P1	災害対策基本法(国) 災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律です。 ↓ 防災基本計画(国) 中央防災会議が作成する、国の災害対策の根幹をなす防災分野の最上位計画で、地域防災計画の重点事項や作成基準を定めています。 ↓ ↔ 防災業務計画(各省庁) ↔ 宮城県地域防災計画(宮城県) ↓ 仙 台 市 これまでの地震被害想定等 東日本大震災による被害・課題 ↓ 仙台市震災復興計画 ↓ 仙台市地域防災計画 ↓ 各種マニュアル等 ○津波からの避難の手引き ○避難所運営マニュアル ○災害時要援護者避難支援プラン 等 仙台市基本構想 仙台市基本計画	災害対策基本法(国) 災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律です。 ↓ 防災基本計画(国) 中央防災会議が作成する、国の災害対策の根幹をなす防災分野の最上位計画で、地域防災計画の重点事項や作成基準を定めています。 ↓ ↔ 防災業務計画(各省庁) ↔ 宮城県地域防災計画(宮城県) ↓ 仙 台 市 これまでの地震被害想定等 東日本大震災による被害・課題 ↓ 仙台市震災復興計画 ↓ 仙台市地域防災計画 ↓ 各種マニュアル等 ○<u>仙台市震災対策アクションプラン</u> ○津波からの避難の手引き ○避難所運営マニュアル ○<u>仙台市要配慮者</u>避難支援プラン 等 仙台市基本構想 仙台市基本計画 仙台市国土強靱化地域計画	仙台市国土強靱化地域計画の追加 各種マニュアル等の追加及び名称変更

旧頁	旧	新	備考
第 1 部 第 1 章 第 3 節 基本理念及び 基本方針 P4	2. 基本方針 (1) (略) (2) 災害時要援護者に配慮した災害対策 (中略) 高齢者、障害者、乳幼児を持つ親、妊産婦、外国人など、介助を必要とせずに行動することや十分な情報を得ることが難しい災害時要援護者の方々が、必要以上の負担や苦痛を強いられることがないよう、あらゆる災害対策において、それぞれの態様やニーズの違いに応じた配慮をしながら取り組みを進めていきます。 (3) (略) (4) 災害時の都市機能を確保する災害対策 (中略) 災害時におけるこれらの都市基盤システムについて、災害時の様々なリスクの検討と機能維持や速やかな復旧に取り組むとともに、広域的な燃料供給ルートの整備や関係事業者との連携強化により、災害対策の実施に必要な燃料確保や電力の融通機能の強化など、しなやかでより強靱な都市の構築に向けた取り組みを推進します。	2. 基本方針 (1) (略) (2) 要配慮者に配慮した災害対策 (中略) 高齢者、障害者、乳幼児を持つ親、妊産婦、外国人など、介助を必要とせずに行動することや十分な情報を得ることが難しい要配慮者の方々が、必要以上の負担や苦痛を強いられることがないよう、あらゆる災害対策において、それぞれの態様やニーズの違いに応じた配慮をしながら取り組みを進めていきます。 (3) (略) (4) 災害時の都市機能を確保する災害対策 (中略) 災害時におけるこれらの都市基盤システムについて、<u>連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図り</u>、災害時の様々なリスクの検討と機能維持や速やかな復旧に取り組むとともに、広域的な燃料供給ルートの整備や関係事業者との連携強化により、災害対策の実施に必要な燃料確保や電力の融通機能の強化など、しなやかでより強靱な都市の構築に向けた取り組みを推進します。	仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化 ※新旧対照表に記載のない「災害時要援護者」、「要援護者」及び「要援護」のそれぞれの名称については、全て「要配慮者」又は「要配慮」へと置き換えるものとする。 防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合

旧頁	旧	新	備考																																																								
第 1 部 第 2 章 第 2 節 想定される災害 P15	1. 本市において想定される地震 (中略) (1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成 31 年 2 月）及び令和 6 年 1 月 1 日現在の長期評価）による） ア 超巨大地震（東北地方太平洋沖型） (中略) 表 1 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成 31 年 2 月）及び令和 6 年 1 月 1 日現在の長期評価） <table><tr><th>項目</th><th>将来の地震発生確率等</th><th>地震後経過率（期末）</th><th>備考</th></tr><tr><td>今後10年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 03</td><td rowspan="5">地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した</td></tr><tr><td>今後20年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 05</td></tr><tr><td>今後30年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 06～0. 07</td></tr><tr><td>今後40年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 08～0. 09</td></tr><tr><td>今後50年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 10～0. 11</td></tr><tr><td>地震後経過率（2024年1月1日時点）</td><td colspan="2">0. 02</td><td>経過時間約12. 8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値</td></tr><tr><td>次の地震の規模</td><td colspan="2">M9. 0 程度</td><td>東北地方太平洋沖地震の M、Mt、Mw を参考にし、総合的に判断した。</td></tr></table>	項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率（期末）	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した	今後20年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 05	今後30年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 06～0. 07	今後40年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 08～0. 09	今後50年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 10～0. 11	地震後経過率（ 2024 年1月1日時点）	0. 02		経過時間約 12. 8 年を平均発生間隔約550年～600年で除した値	次の地震の規模	M9. 0 程度		東北地方太平洋沖地震の M、Mt、Mw を参考にし、総合的に判断した。	1. 本市において想定される地震 (中略) (1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成 31 年 2 月）及び令和 <u>7</u> 年 1 月 1 日現在の長期評価）による） ア 超巨大地震（東北地方太平洋沖型） (中略) 表 1 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成 31 年 2 月）及び令和 <u>7</u> 年 1 月 1 日現在の長期評価） <table><tr><th>項目</th><th>将来の地震発生確率等</th><th>地震後経過率（期末）</th><th>備考</th></tr><tr><td>今後10年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 03</td><td rowspan="5">地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した</td></tr><tr><td>今後20年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 05</td></tr><tr><td>今後30年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 06～0. 07</td></tr><tr><td>今後40年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 08～0. 09</td></tr><tr><td>今後50年以内の発生確率</td><td>ほぼ 0%</td><td>0. 10～0. 11</td></tr><tr><td>地震後経過率（<u>2025</u>年1月1日時点）</td><td colspan="2"><u>0. 02～0. 03</u></td><td>経過時間約<u>13. 8</u>年を平均発生間隔約550年～600年で除した値</td></tr><tr><td>次の地震の規模</td><td colspan="2">M9. 0 程度</td><td>東北地方太平洋沖地震の M、Mt、Mw を参考にし、総合的に判断した。</td></tr></table>	項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率（期末）	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した	今後20年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 05	今後30年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 06～0. 07	今後40年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 08～0. 09	今後50年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 10～0. 11	地震後経過率（ <u>2025</u> 年1月1日時点）	<u>0. 02～0. 03</u>		経過時間約 <u>13. 8</u> 年を平均発生間隔約550年～600年で除した値	次の地震の規模	M9. 0 程度		東北地方太平洋沖地震の M、Mt、Mw を参考にし、総合的に判断した。	長期評価による地震発生確率の更新に伴う修正
項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率（期末）	備考																																																								
今後10年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した																																																								
今後20年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 05																																																									
今後30年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 06～0. 07																																																									
今後40年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 08～0. 09																																																									
今後50年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 10～0. 11																																																									
地震後経過率（ 2024 年1月1日時点）	0. 02		経過時間約 12. 8 年を平均発生間隔約550年～600年で除した値																																																								
次の地震の規模	M9. 0 程度		東北地方太平洋沖地震の M、Mt、Mw を参考にし、総合的に判断した。																																																								
項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率（期末）	備考																																																								
今後10年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した																																																								
今後20年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 05																																																									
今後30年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 06～0. 07																																																									
今後40年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 08～0. 09																																																									
今後50年以内の発生確率	ほぼ 0%	0. 10～0. 11																																																									
地震後経過率（ <u>2025</u> 年1月1日時点）	<u>0. 02～0. 03</u>		経過時間約 <u>13. 8</u> 年を平均発生間隔約550年～600年で除した値																																																								
次の地震の規模	M9. 0 程度		東北地方太平洋沖地震の M、Mt、Mw を参考にし、総合的に判断した。																																																								

旧頁	旧	新	備考																								
第 1 部 第 2 章 第 2 節 想定される災害 P16～17	エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震) ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード 7.1～7.4 の地震が繰り返し発生したことが知られています。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼びます。 震源位置などから 1897 年 2 月、1930 年代（1936 年で代表）、1978 年、2000 年以降（2011 年 3 月 11 日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897 年以降、4 回活動を繰り返しており、平均発生間隔は 38.0 年と考えられます。なお、1978 年のものは昭和 53 年の宮城県沖地震として知られています。今後 30 年以内の地震発生確率は 60%～70%程度と推定され、将来発生する地震の規模は 1978 年宮城県沖地震の規模からマグニチュード 7.4 前後とされています。 前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではありますが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978 年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要です（表 4）。 表 4 宮城県沖地震の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成 31 年 2 月）及び令和 6年 1 月 1 日現在の長期評価） <table><tr><th>項目</th><th>将来の地震発生確率等</th><th>備考</th></tr><tr><td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率</td><td>ほぼ0～2% 8～30% 70%～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上</td><td>BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td></tr><tr><td>地震後経過率 （2024年 1 月 1 日時点）</td><td>0.34</td><td>経過時間約12.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td></tr><tr><td>次の地震の規模</td><td>M7.4 前後</td><td>過去の地震の M を参考にして判断した。</td></tr></table>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率	ほぼ0～ 2 % 8～30 % 70 %～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	地震後経過率 （ 2024 年 1 月 1 日時点）	0.34	経過時間約 12.8 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震の M を参考にして判断した。	エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震) ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード 7.1～7.4 の地震が繰り返し発生したことが知られています。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼びます。 震源位置などから 1897 年 2 月、1930 年代（1936 年で代表）、1978 年、2000 年以降（2011 年 3 月 11 日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897 年以降、4 回活動を繰り返しており、平均発生間隔は 38.0 年と考えられます。なお、1978 年のものは昭和 53 年の宮城県沖地震として知られています。今後 30 年以内の地震発生確率は <u>80</u>%～<u>90</u>%程度と推定され、将来発生する地震の規模は 1978 年宮城県沖地震の規模からマグニチュード 7.4 前後とされています。 前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではありますが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978 年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要です（表 4）。 表 4 宮城県沖地震の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成 31 年 2 月）及び令和 <u>7</u>年 1 月 1 日現在の長期評価） <table><tr><th>項目</th><th>将来の地震発生確率等</th><th>備考</th></tr><tr><td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率</td><td>ほぼ0～<u>3</u>% <u>10%～40</u>% <u>80</u>%～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上</td><td>BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td></tr><tr><td>地震後経過率 （<u>2025</u>年 1 月 1 日時点）</td><td><u>0.36</u></td><td>経過時間約<u>13.8</u>年を平均発生間隔38.0年で除した値</td></tr><tr><td>次の地震の規模</td><td>M7.4 前後</td><td>過去の地震の M を参考にして判断した。</td></tr></table>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率	ほぼ0～ <u>3</u> % <u>10%～40</u> % <u>80</u> %～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	地震後経過率 （ <u>2025</u> 年 1 月 1 日時点）	<u>0.36</u>	経過時間約 <u>13.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震の M を参考にして判断した。	長期評価による地震発生確率の更新に伴う修正
項目	将来の地震発生確率等	備考																									
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率	ほぼ0～ 2 % 8～30 % 70 %～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																									
地震後経過率 （ 2024 年 1 月 1 日時点）	0.34	経過時間約 12.8 年を平均発生間隔38.0年で除した値																									
次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震の M を参考にして判断した。																									
項目	将来の地震発生確率等	備考																									
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率	ほぼ0～ <u>3</u> % <u>10%～40</u> % <u>80</u> %～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																									
地震後経過率 （ <u>2025</u> 年 1 月 1 日時点）	<u>0.36</u>	経過時間約 <u>13.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値																									
次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震の M を参考にして判断した。																									

旧頁	旧	新	備考												
	8. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきています。市では、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について、法に基づく技術基準を適用させることで災害の防止に努めています。 （中略） 2. 地震に伴う出火等に備える 【市民・企業・地域団体等】 地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあります。 市民や企業は、次の取り組みを行い、出火の防止に努めます。 (1) 市民が行う家庭での出火防止対策 ア～カ （略） <u>キ（追加）</u>	8. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきています。市では、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成<u>等</u>に関する工事について、法に基づく技術基準を適用させることで災害の防止に努めています。 （中略） 2. 地震に伴う出火等に備える 【市民・企業・地域団体等】 地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあります。 市民や企業は、次の取り組みを行い、出火の防止に努めます。 (1) 市民が行う家庭での出火防止対策 ア～カ （略） <u>キ 感震ブレーカーの普及促進</u>	記述の適正化 新たな出火防止対策の追加												
第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で 災害に備える P82	7. 負傷者・急病人の発生に備える 【市民・企業・地域団体等】 救命率の向上を図るためには、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が適切な応急手当を施すことが必要になります。市民や企業、地域団体等は、必要な場合に迅速に応急手当を実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学びます。 (1) （略） (2) スマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」の活用等を通じて、いざという時に的確に応急手当が行えるよう備えます。 (3) （略） 【参考】市の取り組み 1. 救命講習 市では、以下のような救命講習等を通じて応急手当の普及を図っています。 <table><tr><th>講習の種別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ （eラーニング対応）</td><td>・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他</td></tr><tr><td>普通救命講習 Ⅲ （eラーニング対応）</td><td>・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他</td></tr></table>	講習の種別	内 容	普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ （eラーニング対応）	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他	普通救命講習 Ⅲ （eラーニング対応）	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他	7. 負傷者・急病人の発生に備える 【市民・企業・地域団体等】 救命率の向上を図るためには、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が適切な応急手当を施すことが必要になります。市民や企業、地域団体等は、必要な場合に迅速に応急手当を実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学びます。 (1) （略） (2) <u>Web アプリ</u>「救命ナビ」の活用等を通じて、いざという時に的確に応急手当が行えるよう備えます。 (3) （略） 【参考】市の取り組み 1. 救命講習 市では、以下のような救命講習等を通じて応急手当の普及を図っています。 <table><tr><th>講習の種別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ （eラーニング対応）</td><td>・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他</td></tr><tr><td>普通救命講習 Ⅲ （eラーニング対応）</td><td>・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他</td></tr></table>	講習の種別	内 容	普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ （eラーニング対応）	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他	普通救命講習 Ⅲ （eラーニング対応）	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他	名称の変更
講習の種別	内 容														
普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ （eラーニング対応）	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他														
普通救命講習 Ⅲ （eラーニング対応）	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他														
講習の種別	内 容														
普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ （eラーニング対応）	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他														
普通救命講習 Ⅲ （eラーニング対応）	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他														

旧頁	旧		新		備考	
	上級救命講習	・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他		上級救命講習 <u>(e ラーニング対応)</u>	・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他	表の修正
	応急手当 普及員講習	・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他		応急手当 普及員講習	・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他	名称の変更
救命入門 コース	・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。	救命入門 コース		・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。		
	2. 応急手当を学ぶホームページ及び スマートフォン用アプリケーション 市では、インターネットによるeラーニングや スマートフォン用アプリケーション 「救命ナビ」等を通じ、応急手当の普及を図っています。 ※ eラーニング・アプリケーション紹介ホームページ —— http://www.sendai119.jp/		2. 応急手当を学ぶホームページ及び <u>Web アプリ</u> 市では、インターネットによるeラーニングや <u>Web アプリ</u> 「救命ナビ」等を通じ、応急手当の普及を図っています。 ※ <u>Web アプリ「救命ナビ」</u> —— https://kyumeinavi.com/			
第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する P89～91	1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) 【参考】避難場所等の区分 1. (略) 2. 当面の避難生活を行う避難所		1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) 【参考】避難場所等の区分 1. (略) 2. 当面の避難生活を行う避難所		指定福祉避難所の追加	
	指 定 避 難 所	被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。 なお、市立小中高等学校については、特段の事情がない限り、原則として指定を行うこととしています。 また、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。 (資料 6-7「指定避難所一覧表」参照)	指 定 避 難 所	被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設。物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。 なお、市立小中高等学校については、特段の事情がない限り、原則として指定を行うこととしています。 また、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。 (資料 6-7「指定避難所一覧表」参照)		
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>指定福祉避難所</u>	<u>指定避難所で生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者について、あらかじめ特定した受入対象者が避難する施設として、上記の指定避難所とは別に、一定の基準に適合した社会福祉施設等を、施設の同意の下指定します。日頃から利用している施設への直接避難を可能とし、特定した受入対象者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示します。</u> (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照)		

旧頁	旧	新	備考
	また、地域団体等が、災害時に要援護者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施できるよう、相談支援体制の充実、取り組みの参考となる情報の提供、災害時要援護者参加型の防災訓練の実施促進など、地域との連携強化を図ります。 併せて、以下のような取り組みを行っています。 1. 災害時要援護者への啓発 市では、災害時要援護者への訪問防火指導等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努めています。 2. （略） 3. 家具の転倒防止器具の取付け支援 市では、家庭における地震の備えとして、家具の転倒による事故を未然に防止すること等を目的に、自力での避難が困難で、自らの力では転倒防止器具を取り付けられない災害時要援護者世帯を対象に、器具の取付け支援を行っています。 (4) ～ (5) （略） 【参考】市の取り組み 市では、ラジオ等により防災や安全に関する情報を提供するとともに、防災訓練への積極的な参加を働きかけ、外国人の防災意識啓発を図っています。併せて、災害時多言語表示シートや多言語の防災マップを作成し、災害時に外国人がスムーズに情報を入手することができるよう、体制整備を行っています。 1～3 （略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> (6) 社会福祉施設等の役割 社会福祉施設等は、災害時における入所者及び通所者の安全を確保するため、次の事項について整備・対応を行います。 ア 防災設備の整備、点検及び非常時・夜間の防災体制の整備 消防法令に基づく、消防用設備等の整備点検を実施するとともに、非常時の関係機関（仙台市等）への通報体制、夜間における防災体制を整備して、食料、飲料水等の備蓄、応急復旧用資機材等を整備します。 イ～エ （略）	また、地域団体等が、要配慮者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施できるよう、相談支援体制の充実、取り組みの参考となる情報の提供、要配慮者参加型の防災訓練の実施促進など、地域との連携強化を図ります。 併せて、以下のような取り組みを行っています。 1. 防火防災意識の啓発 市では、高齢者等への防火訪問等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防火防災意識の啓発に努めています。 2. （略） 3. 家具の転倒防止器具の取付け支援 市では、家庭における地震の備えとして、家具の転倒による事故を未然に防止すること等を目的に、自力での避難が困難で、自らの力では転倒防止器具を取り付けられない高齢者等を対象に、器具の取付け支援を行っています。 (4) ～ (5) （略） 【参考】市の取り組み 市では、ラジオ等により防災や安全に関する情報を提供するとともに、防災訓練への積極的な参加を働きかけ、外国人の防災意識啓発を図っています。併せて、災害時多言語表示シートや多言語の防災マップを作成するとともに、火災や救急の多言語対応により、災害時に外国人がスムーズに情報を入手し、助けを求めることができるよう、体制整備を行っています。 1～3 （略） 4. 救急ボイストラ 外国人傷病者への対応のため、救急専用の翻訳アプリをインストールしたスマートフォンを救急車に配備しています。 5. 119番通報の多言語対応 電話通訳センターを介した三者間通話により、24時間外国語による119番通報に対応しています。 (6) 社会福祉施設等の役割 社会福祉施設等は、災害時における入所者及び通所者の安全を確保するため、次の事項について整備・対応を行います。 ア 防災設備の整備、点検及び非常時・夜間の防災体制の整備 消防法令に基づく、消防用設備等の維持管理を行うとともに、非常時の関係機関（仙台市等）への通報体制、夜間における防災体制を整備して、食料、飲料水等の備蓄、応急復旧用資機材等を整備します。 イ～エ （略）	記述の適正化 多言語対応について追記 外国人対応に係る項目の追加 記述の適正化

旧頁	旧	新	備考									
	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定する。 (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照)	カ 協定福祉避難所 指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の要配慮者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等との協定の締結を推進する。 (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照)	記述の適正化									
第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P114～115	5. 避難所機能の整備〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、消防局、教育局〕 (1) 指定避難所の整備 ア～キ (略) (追加) (2)～(3) (略) (4) 福祉避難所の整備 ア (略) イ 食料等の備蓄 初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。	5. 避難所機能の整備〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、消防局、教育局〕 (1) 指定避難所の整備 ア～キ (略) ク 避難所トイレの確保 避難所における十分な数及び衛生面の確保のため、携帯トイレ及び仮設トイレ組立式の備蓄に努めるとともに、マンホールトイレの整備を行う。 (資料 9-21「避難所トイレ確保方針」参照) (2)～(3) (略) (4) 福祉避難所の整備 ア (略) イ 食料等の備蓄 初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。なお、指定福祉避難所については、あらかじめ特定された受入対象者が、個別に必要な食料・物資を持参することを基本とする。	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合									
第2部 第2章 第2節 津波災害の予防 P120	8. 緊急的に行う津波避難施設等の整備〔危機管理局、都市整備局、建設局〕 令和4年公表の津波浸水想定により、津波避難エリアⅠ内に生じた避難困難地域の解消のため、緊急的に実施すべき事業は次のとおり。 <table><tr><th>実施地区</th><th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業</th><th>箇所数</th></tr><tr><td>岡田地区 (津波避難エリアⅠ)</td><td>津波避難場所の整備事業 (避難の丘)</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>荒浜地区 (津波避難エリアⅠ)</td><td>津波避難場所の整備事業 (避難の丘)</td><td>2箇所</td></tr></table>	実施地区	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業	箇所数	岡田地区 (津波避難エリアⅠ)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	1箇所	荒浜地区 (津波避難エリアⅠ)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	2箇所	(削除)	緊急的に実施すべき事業が完了したため削除
実施地区	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業	箇所数										
岡田地区 (津波避難エリアⅠ)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	1箇所										
荒浜地区 (津波避難エリアⅠ)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	2箇所										
第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防 P123	1. 河川の整備（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局） (1)～(2) (略) (3) 河川の巡視 水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者が融雪期、梅雨期、台風期等の前など、随時区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台土木事務所）に消防局警防課を通じ連絡するものとする。	1. 河川の整備（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局） (1)～(2) (略) (3) 河川の巡視 水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者が融雪期、梅雨期、台風期等の前など、随時区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台土木事務所）に消防局警防課を通じ連絡するものとする。										

旧頁	旧	新	備考
	また、巡視責任者は、必要により河川管理者、建設局河川課、下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局宅地保全課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同で実施できるものとする。 (4) 洪水ハザードマップの作成 国及び県が指定する名取川、策川、旧策川、広瀬川、七北田川、梅田川、砂押川、増田川の浸水想定区域について、洪水情報の伝達方法、避難場所等を市民に周知し、円滑な避難や防災意識の高揚を図るため洪水ハザードマップを作成して住民に配布する。また、仙台市のホームページにも掲載して広く市民に知らせる。 (資料 6-1「仙台市ハザードマップ・せんだいぐらしのマップ」参照)	また、巡視責任者は、必要により河川管理者、建設局河川課、下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局宅地保全課、経済局農業土木課、その他関係機関の協力を得て合同河川巡視を実施できるものとする。 (4) 洪水ハザードマップの作成 国及び県が指定する洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川（中小河川）の浸水想定区域について、洪水情報の伝達方法、避難場所等を市民に周知し、円滑な避難や防災意識の高揚を図るため洪水ハザードマップを作成して住民に配布する。また、仙台市のホームページにも掲載して広く市民に知らせる。 (資料 6-1「仙台市ハザードマップ・せんだいぐらしのマップ」参照)	組織改正 記述の適正化 記述の適正化
第 2 部 第 2 章 第 3 節 風水害災害の予防 P127	3. 雨水緊急対策事業 〔建設局〕 (1) (略) (2) 地下施設の浸水対策 近年大都市において、豪雨により地下街、ビルの地下室などの地下施設が浸水し、犠牲者が出るという災害が発生しており、本市においても同じような事故が発生するおそれがあるため、地下施設に関する浸水対策を推進する。 ア (略) イ 情報提供及び啓発活動 ① パンフレット「豪雨の時には地下施設は危険です」を各区役所窓口、市政情報センター、消防局、建設局、建築指導窓口にて配付する。 ② 市政だよりによる周知啓発を行う。	3. 雨水緊急対策事業 〔建設局〕 (1) (略) (2) 地下施設の浸水対策 近年大都市において、豪雨により地下街、ビルの地下室などの地下施設が浸水し、犠牲者が出るという災害が発生しており、本市においても同じような事故が発生するおそれがあるため、地下施設に関する浸水対策を推進する。 ア (略) イ 情報提供及び啓発活動 市政だよりなどによる周知啓発を行う。	情報提供及び啓発活動の記載内容見直し
第 2 部 第 2 章 第 5 節 情報通信体制等の整備 P136	2. 無線通信網の整備 〔危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局〕 (1)～(4) (略) (5) 業務用無線等 ア～ウ (略) エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、携帯用 16 台、車載用 51台である。 (資料 4-4「仙台市ガス局無線系統図」参照)	2. 無線通信網の整備 〔危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局〕 (1)～(4) (略) (5) 業務用無線等 ア～ウ (略) エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、携帯用 16 台、車載用 <u>50</u> 台である。 (資料 4-4「仙台市ガス局無線系統図」参照)	時点更新
第 2 部 第 2 章 第 6 節 救急救護体制の整備 P138～139	1. 救急救助体制の整備 〔消防局〕 (1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。 ア 高規格救急自動車の整備 令和 5年 4 月 1 日現在 39台の高規格救急自動車を整備 (予備車 11 台を含む) (資料 5-2「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照) イ～エ (略) (2)～(8) (略) (9) 応急手当の普及啓発	1. 救急救助体制の整備 〔消防局〕 (1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。 ア 高規格救急自動車の整備 令和 <u>6</u>年 4 月 1 日現在 <u>40</u>台の高規格救急自動車を整備 (非常用救急車 11 台を含む) (資料 5-2「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照) イ～エ (略) (2)～(8) (略) (9) 応急手当の普及啓発	時点更新

旧頁	旧	新	備考																								
	救命効果の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習（e ラーニング含む）や Web アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。 <table><tr><th>講 習 の 種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>普 通 救 命 講 習 Ⅰ・Ⅱ (e ラーニング対応)</td><td>・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他</td></tr><tr><td>普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応)</td><td>・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他</td></tr><tr><td>上 級 救 命 講 習</td><td>・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他</td></tr><tr><td>応急手当普及員講習</td><td>・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他</td></tr><tr><td>救 命 入 門 コ ー ス</td><td>・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</td></tr></table>	講 習 の 種 別	内 容	普 通 救 命 講 習 Ⅰ・Ⅱ (e ラーニング対応)	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他	普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応)	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他	上 級 救 命 講 習	・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他	応急手当普及員講習	・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他	救 命 入 門 コ ー ス	・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。	救命効果の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習（e ラーニング含む）や <u>Web アプリ</u>「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。 <table><tr><th>講 習 の 種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>普 通 救 命 講 習 Ⅰ・Ⅱ (e ラーニング対応)</td><td>・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他</td></tr><tr><td>普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応)</td><td>・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他</td></tr><tr><td>上 級 救 命 講 習 <u>(e ラーニング対応)</u></td><td>・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他</td></tr><tr><td>応急手当普及員講習</td><td>・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他</td></tr><tr><td>救 命 入 門 コ ー ス</td><td>・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</td></tr></table>	講 習 の 種 別	内 容	普 通 救 命 講 習 Ⅰ・Ⅱ (e ラーニング対応)	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他	普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応)	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他	上 級 救 命 講 習 <u>(e ラーニング対応)</u>	・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他	応急手当普及員講習	・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他	救 命 入 門 コ ー ス	・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。	名称の変更 表の修正
講 習 の 種 別	内 容																										
普 通 救 命 講 習 Ⅰ・Ⅱ (e ラーニング対応)	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他																										
普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応)	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他																										
上 級 救 命 講 習	・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他																										
応急手当普及員講習	・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他																										
救 命 入 門 コ ー ス	・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。																										
講 習 の 種 別	内 容																										
普 通 救 命 講 習 Ⅰ・Ⅱ (e ラーニング対応)	・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他																										
普 通 救 命 講 習 Ⅲ (e ラーニング対応)	・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AED の使用法 ・その他																										
上 級 救 命 講 習 <u>(e ラーニング対応)</u>	・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AED の使用法 ・搬送法 ・その他																										
応急手当普及員講習	・基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他																										
救 命 入 門 コ ー ス	・胸骨圧迫 ・AED の使用法 ※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。																										
第2部 第2章 第7節 消防体制の整備 P141	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA 泡消火薬剤の混合装置やCAFS 装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防車両更新の際に機能向上を図るほか、消防署所の整備に合わせた車両の適正配置を推進している。 (中略) (2) (略)	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、<u>あらゆる</u>災害に適切に対応していくために、災害形態に応じた消防車両を整備している。<u>各消防署等に、消防ポンプ自動車や救助工作車など各種車両を適正に配置するほか、地震や豪雨による道路の損傷等の事態も考慮し、小型救助車等の悪路走破性の高い車両の配備を図る。</u> (中略) (2) (略)	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																								

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第9節 火災等の予防 P149	1. 出火等の防止 地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあることから、市民、企業等に対し次により安全指導を行い、出火の防止を図る。 (1) 家庭における出火の防止 ア～カ （略） <u>（追加）</u>	1. 出火等の防止 地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあることから、市民、企業等に対し次により安全指導を行い、出火の防止を図る。 (1) 家庭における出火の防止 ア～カ （略） <u>キ 感震ブレーカーの普及促進</u>	新たな出火防止 対策の追加
第2部 第2章 第10節 避難所運営体制 の整備 P151	2. 避難所運営体制の整備 〔危機管理局、市民局、都市整備局、教育局、各局区〕 (1) 避難所運営の基本方針 ア～ウ （略） エ 避難所運営においては、 <u>災害時要援護者</u> や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮する。 <u>（追加）</u>	2. 避難所運営体制の整備 〔危機管理局、市民局、都市整備局、教育局、各局区〕 (1) 避難所運営の基本方針 ア～ウ （略） エ 避難所運営においては、 <u>要配慮者</u> や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理や <u>福祉的な支援のほか、</u> プライバシーの確保等に配慮する。 <u>オ 在宅避難者等が発生した場合は、「在宅避難者名簿」を作成するなど人数の把握に努めるものとする。また、必要に応じて在宅避難者等へ食料や物資の配布等を行う。</u>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合
第2部 第2章 第11節 災害時要援護者 対策の推進 P154～157	第11節 災害時要援護者対策の推進 <u>災害時要援護者</u> とは、災害が発生し <u>た</u> 場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において <u>第三者の支援を必要とする</u> 者で、具体的には、平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある者など）、疾病等により行動に制限のある者などを対象とする。 また、 妊産婦、乳幼児・児童、外国人についても、災害時などの緊急的な状況において <u>手助け</u> が必要となる可能性があることから、状況によって対象とする。 <u>（追加）</u> 本節では、次の考え方に基づき、 <u>災害時要援護者</u> の安全を確保するための予防措置について定める。 基本的な考え方 <u>災害時要援護者</u> 対策については、 <u>災害時要援護者</u> 避難支援プランに定めるとおり、 <u>災害時要援護者</u> 及びその家族が可能な範囲で災害に対処する「自助」と地域住民相互による「共助」を基本とし、市は、自助・共助の取り組みを推進する。 自助の取り組みについて、市は、日頃の備えや災害時の対応策の周知等により防災意識の啓発を推進する。 共助の取り組みについては、町内会・自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係者（以下この節において「地域団体等」	第11節 要配慮者支援対策の推進 <u>要配慮者</u> とは、災害が発生し、 <u>又は災害が発生するおそれがある場合</u> に、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において <u>配慮を要</u> する者で、具体的には、平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある者など）、疾病等により行動に制限のある者などを対象とする。妊産婦、乳幼児・児童、外国人についても、災害時などの緊急的な状況において <u>配慮や避難支援等</u> が必要となる可能性があることから、状況によって対象とする。 <u>また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とする。</u> 本節では、次の考え方に基づき、 <u>要配慮者、特に避難行動要支援者</u> の安全を確保するための予防措置について定める。 基本的な考え方 <u>要配慮者支援</u> 対策については、 <u>仙台市要配慮者</u> 避難支援プランに定めるとおり、 <u>要配慮者</u> 及びその家族が可能な範囲で災害に対処する「自助」と地域住民相互による「共助」を基本とし、市は、自助・共助の取り組みを推進する。 自助の取り組みについて、市は、日頃の備えや災害時の対応策の周知等により防災意識の啓発を推進する。 共助の取り組みについては、町内会・自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係者（以下この節において「地域団体等」	仙台市災害時要 援護者避難支援 プランの改訂に よる記述の適正 化

旧頁	旧	新	備考
	という。) 相互の連携・協働による災害時要援護者の把握、支援方法の明確化等、支援体制づくりが重要となることから、市は、地域団体等の体制づくりを推進する。 1. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画　〔危機管理局、市民局、健康福祉局、消防局、各区〕 本項では、災害発生時及びそのおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、若しは自力で避難することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対する平常時の予防計画について定める。 <u>(追加)</u> (1) 災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）の整備 市は、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成するとともに、平常時から地域団体等に提供し、災害時に地域住民相互による避難誘導、安否の確認等必要な支援が実施されるための体制整備を促進する。 <u>(追加)</u>	という。) 相互の連携・協働による要配慮者の把握、支援方法の明確化等、支援体制づくりが重要となることから、市は、地域団体等の体制づくりを推進する。 1. 在宅の要配慮者に対する災害予防計画　〔危機管理局、市民局、健康福祉局、こども若者局、消防局、各区〕 本項では、災害発生時及びそのおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、又は自力で避難することが困難な在宅の要配慮者に対する平常時の予防計画について定める。 <u>(1) 避難支援等関係者の範囲</u> <u>避難支援等関係者は、地域団体等をはじめ、地域包括支援センター、消防機関、警察、その他の避難支援等の実施に携わる関係者とする。</u> <u>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</u> 市は、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、<u>避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、庁内で避難支援等の実施に必要な限度で共有する。</u> <u>また、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するための同意確認を行う。</u> <u>加えて、同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供し、災害時に避難支援等関係者及び地域住民相互による避難誘導、安否の確認等必要な支援が実施されるための体制整備を促進する。</u> <u>※ 市では、令和 7 年 3 月まで「災害時要援護者情報登録制度」により災害時要援護者リストを作成し、当該リストを法定の「避難行動要支援者名簿」と位置付けていた。「災害時要援護者情報登録制度」は令和 7 年 4 月以降、登録者の移行作業や名簿提供先等を整理のうえ、「避難行動要支援者名簿」へ段階的に統合し、制度を一本化する。</u> <u>ア 名簿に掲載する者の範囲</u> <u>生活の基盤を自宅とする者のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する者</u> <u>① 要介護認定区分 3 ～ 5</u> <u>② 身体障害者手帳 1 ・ 2 級</u> <u>③ 療育手帳 A</u> <u>④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級</u> <u>⑤ その他支援が必要な者</u> <u>（上記①～④の要件に準じて災害時に自力避難が困難であると市長が認めた者）</u> <u>イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> <u>災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項に規定された本市が保有する避難行動要支援者の情報及び避難行動要支援者本人や家族が提供する情報を収集・利用して名簿を作成する。</u> <u>ウ 名簿に記載する事項</u> <u>名簿には、以下の事項を記載する。</u> <u>① 避難行動要支援者の氏名</u> <u>② 生年月日</u> <u>③ 性別</u> <u>④ 住所又は居所</u>	仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化 仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化

旧頁	旧	新	備考
	ア―災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）の作成・更新 市は、災害時要援護者情報登録制度実施要綱に定める登録対象者をもって避難行動要支援者と位置付け、情報登録の申出により名簿を作成する。 また、市が保有する高齢者や障害者の情報及び地域団体等の見守り活動により得られた情報等を活用し、随時、制度の周知及び登録の促進を図るとともに、登録状況に応じて定期的に名簿を更新する。 イ 名簿の提供 市は、災害時要援護者情報登録制度実施要綱に定める提供の範囲内で、地域団体等に対し名簿情報を提供する。 また、名簿情報の提供に際して、市は、同要綱に基づき個人情報の適正な取扱いについて、地域団体等に周知するなど、個人情報の保護に努める。 <u>（追加）</u>	<u>⑤ 電話番号その他の連絡先</u> <u>⑥ 避難支援等を必要とする事由</u> <u>⑦ その他の避難支援等の実施に必要な事項</u> エ 名簿の更新 市は、<u>避難行動要支援者の情報を把握し、名簿情報を年に1回程度更新する。</u> オ 名簿の提供 市は、<u>避難支援等に取り組むため、外部提供について同意が取れた避難行動要支援者の名簿情報を必要な範囲で、避難支援等関係者に提供する。</u> また、名簿情報の提供に際して、市は、個人情報の適正な取扱いについて<u>避難支援等関係者</u>に周知するなど、個人情報の保護に努める。 (3) 個別避難計画の作成 <u>市は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、災害対策基本法第49条の14第1項に規定する個別避難計画（避難行動要支援者の避難支援等に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画）の作成に努めるものとする。</u> ア 個別避難計画作成の進め方 <u>避難行動要支援者のうち、居住地の災害発生危険度が高い方など計画作成の優先度が高く、個別避難計画を作成することについて同意が得られた避難行動要支援者から順次個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 <u>災害対策基本法第49条の14第4項に規定された本市が保有する避難行動要支援者の情報及び避難行動要支援者本人や家族が提供する情報を収集・利用して個別避難計画を作成する。</u> ウ 個別避難計画に記載する事項 <u>個別避難計画には、名簿に記載されている事項のうち必要な情報のほか、以下の情報を記載する。</u> <u>① 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所、電話番号等</u> <u>② 避難場所、避難経路等</u> <u>③ その他の避難支援等の実施に必要な事項</u> エ 個別避難計画の更新 <u>避難行動要支援者の心身の状況の変化や避難方法等に変更があった場合など、必要に応じて個別避難計画を更新する。</u> オ 個別避難計画の提供 市は、<u>避難支援等に取り組むため、外部提供について同意が取れた避難行動要支援者の個別避難計画情報を必要な範囲で、避難支援等関係者に提供する。</u>	個別避難計画の作成について追加

旧頁	旧	新	備考
	<u>(追加)</u> (2) 地域団体等との連携強化 地域団体等が、市が提供する災害時要援護者の名簿情報や、見守り活動などを通じて把握した災害時要援護者の情報を共有し、災害時に要援護者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施するための共助の仕組みを主体的に構築できるよう、市は、相談支援体制の充実、取り組みの参考となる情報の提供、災害時要援護者参加型防災訓練の実施促進などにより、地域との連携強化を図る。 (3) 福祉避難所の指定 心身の健康状態や障害等により指定避難所や補助避難所等において生活を続けることが困難な災害時要援護者に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの災害時要援護者を二次的に受け入れる施設として社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。 (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照) (4) 災害時要援護者への啓発 市は、災害時要援護者への訪問防火指導等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努める。 (5) 緊急通報システムの設置 (中略) (6) 家具の転倒防止器具の取付け支援 市は、家庭における地震の備えとして、家具の転倒による事故を未然に防止すること等を目的に、自力での避難が困難で、自らの力では転倒防止器具を取り付けられないひとり暮らし等高齢者世帯及び障害者世帯を対象に、器具の取付け支援を行う。 2. 在宅の災害時要援護者等への支援対策 〔危機管理局、健康福祉局、こども若者局、各区〕 自宅から単独で外出することができない災害時要援護者等に対して、市は、地域団体等の協力により必要な支援を行う体制を整備する。 また、地域団体等を中心に、地域の学生や生徒などからの協力も視野に入れた体制づくりを推進するとともに、物資の供給を行う場合における、一定地域ごとの物資供給拠点の確保を検討する。 (1) 対象者 次のうち、自宅から単独で外出することができない者とする。 ア 災害時要援護者 災害時要援護者情報登録制度の登録者を含む、地域等で把握している要援護者 イ 被災したことにより手助けが必要な者	また、個別避難計画情報の提供に際して、市は、個人情報の適正な取扱いについて避難支援等関係者に周知するなど、個人情報の保護に努める。 <u>(4) 避難支援等関係者の安全確保</u> <u>避難支援等にあたっては、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された後に、可能な範囲で行うことが大前提であり、責任や義務を負うものではないため、市は、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、これらの理解が深まるよう周知に努める。</u> <u>(5) 避難支援等関係者との連携強化</u> 地域団体等<u>をはじめとする避難支援等関係者</u>が、市が提供する<u>避難行動要支援者</u>の名簿情報や、見守り活動などを通じて把握した<u>要配慮者</u>の情報を共有し、災害時に<u>要配慮者</u>の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施するための共助の仕組みを主体的に構築できるよう、市は、相談支援体制の充実、取り組みの参考となる情報の提供、<u>要配慮者</u>参加型防災訓練の実施促進などにより、地域との連携強化を図る。 <u>(6) 福祉避難所の指定等</u> 心身の健康状態や障害等により指定避難所や補助避難所等において生活を続けることが困難な<u>要配慮者</u>に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの<u>要配慮者</u>を二次的に受け入れる施設として社会福祉施設等<u>との福祉避難所に係る協定の締結を推進する。また、あらかじめ特定した受入対象者が避難する施設として、指定福祉避難所を別に指定する。</u> (資料 6-8「福祉避難所一覧表」参照) <u>(7) 防火防災意識の啓発</u> 市は、<u>高齢者等</u>への<u>防火訪問</u>等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、<u>防火</u>防災意識の啓発に努める。 <u>(8) 緊急通報システムの設置</u> (中略) <u>(9) 家具の転倒防止器具の取付け支援</u> 市は、家庭における地震の備えとして、家具の転倒による事故を未然に防止すること等を目的に、自力での避難が困難で、自らの力では転倒防止器具を取り付けられない<u>高齢者等</u>を対象に、器具の取付け支援を行う。 <u>(10) 在宅の要配慮者等への支援対策</u> 自宅から単独で外出することができない<u>要配慮者</u>等に対して、市は、地域団体等<u>をはじめとする避難支援等関係者</u>の協力により必要な支援を行う体制を整備する。 また、<u>避難支援等関係者</u>を中心に、地域の学生や生徒などからの協力も視野に入れた体制づくりを推進するとともに、物資の供給を行う場合における、一定地域ごとの物資供給拠点の確保を検討する。 <u>ア</u> 対象者 次のうち、自宅から単独で外出することができない者とする。 <u>① 要配慮者</u> <u>地域へ提供している名簿</u>の登載者<u>のほか</u>、地域等で把握している<u>要配慮者</u> <u>②</u> 被災したことにより手助けが必要な者	仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化 仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化 記述の適正化 仙台市災害時要援護者避難支援プランの改訂による記述の適正化

旧頁	旧	新	備考																																
	妊産婦、乳幼児のいる家庭など (2) 支援内容 ア 定期的な安否確認や災害情報の提供 イ 食料、生活物資等の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得ながら、巡回等も含めた食料・物資等の配付 3- 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画 〔危機管理局、健康福祉局、こども若者局、各区〕 (1)～(3) (略) 4- 外国人に対する災害予防計画 〔文化観光局、消防局〕 市は、災害時に外国人への対応が円滑に行われるよう、意識啓発や体制整備に努める。 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u> 5- (略)	妊産婦、乳幼児のいる家庭など <u>1</u> 支援内容 <u>①</u> 定期的な安否確認や災害情報の提供 <u>②</u> 食料、生活物資等の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得ながら、巡回等も含めた食料・物資等の配付 <u>2.</u> 社会福祉施設等に入所・通所する要配慮者の災害予防計画 〔危機管理局、健康福祉局、こども若者局、各区〕 (1)～(3) (略) <u>3.</u> 外国人に対する災害予防計画 〔文化観光局、消防局〕 市は、災害時に外国人への対応が円滑に行われるよう、意識啓発や体制整備に努める。 (1)～(5) (略) <u>(6) 救急ボイストラ</u> <u>救急専用の翻訳アプリをインストールしたスマートフォンを救急車に配備する。</u> <u>(7) 119 番通報の多言語対応</u> <u>電話通訳センターを介した三者間通話により、24 時間外国語による 1 1 9 番通報に対応する。</u> <u>4.</u> (略)	外国人対応に係る項目の追加																																
第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資機材等 確保体制の充実 P159	2. 公的備蓄の推進 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕 災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。 (資料 6-14「仙台市災害救助物資管理要綱」参照) (1)～(2) (略) (3) 生活物資備蓄の主なもの (1)の備蓄場所に備蓄する物資の品目は、共通附属資料による。また、感染症対策物資としてマスク、非接触型体温計、消毒液等を備蓄する。 ＜公的備蓄を行う主な品目＞ <table><tr><th>品 目</th><th>備 蓄 場 所</th></tr><tr><td>情 報 収 集 用 テ レ ビ</td><td>市立小中高等学校等</td></tr><tr><td>テ ン ト 式 プ ラ イ ベ ー ト ル ー ム</td><td>市立小中高等学校等</td></tr><tr><td>毛 布</td><td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td></tr><tr><td>大 型 扇 風 機</td><td>市立小中高等学校等</td></tr><tr><td>L P G 発 電 機</td><td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td></tr><tr><td>L E D 投 光 器</td><td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td></tr><tr><td>災害用簡易組立トイレ</td><td>市立小中高等学校等</td></tr></table>	品 目	備 蓄 場 所	情 報 収 集 用 テ レ ビ	市立小中高等学校等	テ ン ト 式 プ ラ イ ベ ー ト ル ー ム	市立小中高等学校等	毛 布	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大 型 扇 風 機	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	災害用簡易組立トイレ	市立小中高等学校等	2. 公的備蓄の推進 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕 災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。 (資料 6-14「仙台市災害救助物資管理要綱」参照) (1)～(2) (略) (3) 生活物資備蓄の主なもの (1)の備蓄場所に備蓄する物資の品目は、共通附属資料による。また、感染症対策物資としてマスク、非接触型体温計、消毒液等を、<u>避難所での生活環境を良好なものにするためのものとしてパーティションと簡易ベッドを</u>備蓄する。 ＜公的備蓄を行う主な品目＞ <table><tr><th>品 目</th><th>備 蓄 場 所</th></tr><tr><td>情 報 収 集 用 テ レ ビ</td><td>市立小中高等学校等</td></tr><tr><td>テ ン ト 式 プ ラ イ ベ ー ト ル ー ム</td><td>市立小中高等学校等</td></tr><tr><td>毛 布</td><td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td></tr><tr><td>大 型 扇 風 機</td><td>市立小中高等学校等</td></tr><tr><td>L P G 発 電 機</td><td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td></tr><tr><td>L E D 投 光 器</td><td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td></tr><tr><td><u>仮 設 ト イ レ 組 立 式 マンホールトイレ用上部構造物</u></td><td>市立小中高等学校等</td></tr></table>	品 目	備 蓄 場 所	情 報 収 集 用 テ レ ビ	市立小中高等学校等	テ ン ト 式 プ ラ イ ベ ー ト ル ー ム	市立小中高等学校等	毛 布	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大 型 扇 風 機	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	<u>仮 設 ト イ レ 組 立 式 マンホールトイレ用上部構造物</u>	市立小中高等学校等	指定避難所における避難者の生活環境改善
品 目	備 蓄 場 所																																		
情 報 収 集 用 テ レ ビ	市立小中高等学校等																																		
テ ン ト 式 プ ラ イ ベ ー ト ル ー ム	市立小中高等学校等																																		
毛 布	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																		
大 型 扇 風 機	市立小中高等学校等																																		
L P G 発 電 機	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																		
L E D 投 光 器	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																		
災害用簡易組立トイレ	市立小中高等学校等																																		
品 目	備 蓄 場 所																																		
情 報 収 集 用 テ レ ビ	市立小中高等学校等																																		
テ ン ト 式 プ ラ イ ベ ー ト ル ー ム	市立小中高等学校等																																		
毛 布	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																		
大 型 扇 風 機	市立小中高等学校等																																		
L P G 発 電 機	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																		
L E D 投 光 器	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																		
<u>仮 設 ト イ レ 組 立 式 マンホールトイレ用上部構造物</u>	市立小中高等学校等																																		

旧頁	旧						新							備考																												
	災害用携帯型簡易トイレ 市立小中高等学校 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター等 (資料 6-14「仙台市災害救助物資管理要綱」参照) (4)～(5) (略) (6) 福祉避難所指定施設における生活物資等の備蓄 福祉避難所に指定している社会福祉施設等に食料及び飲料水、毛布等の生活物資のほか、電源確保のための資機材の配備を進める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。						携帯トイレ 市立小中高等学校 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター等 パーティション 市立小中高等学校 市民センター コミュニティセンター 民間倉庫等 簡易ベット 市立小中高等学校 市民センター コミュニティセンター 民間倉庫等 (資料 6-14「仙台市災害救助物資管理要綱」参照) (4)～(5) (略) (6) 福祉避難所における生活物資等の備蓄 協定福祉避難所として協定を締結している社会福祉施設等に食料及び飲料水、毛布等の生活物資のほか、電源確保のための資機材の配備を進める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。							公的備蓄を行う 主な品目の追加																												
第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資機材等 確保体制の充実 P160～161	6. 井戸水の活用 【環境局】 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保も重要である。災害時における地域の生活用水の確保及び井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に使用されている井戸を「災害応急用井戸」として募集し、登録された井戸の位置情報を公開し地域での活用を進めている。 ＜災害応急用井戸登録数＞ 令和 5 年 9 月 30 日現在						6. 井戸水の活用 【環境局】 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保も重要である。災害時における地域の生活用水の確保及び井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に使用されている井戸を「災害応急用井戸」として募集し、登録された井戸の位置情報を公開し地域での活用を進めている。 ＜災害応急用井戸登録数＞ 令和 6 年 9 月 30 日現在							時点更新																												
	<table><tr><th></th><th>青 葉 区</th><th>宮城野区</th><th>若 林 区</th><th>太 白 区</th><th>泉 区</th><th>合 計</th></tr><tr><th>登録井戸数</th><td>127</td><td>46</td><td>50</td><td>36</td><td>30</td><td>289</td></tr></table>							青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計	登録井戸数	127	46	50	36	30	289	<table><tr><th></th><th>青 葉 区</th><th>宮城野区</th><th>若 林 区</th><th>太 白 区</th><th>泉 区</th><th>合 計</th></tr><tr><th>登録井戸数</th><td>122</td><td>41</td><td>48</td><td>36</td><td>28</td><td>275</td></tr></table>								青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計	登録井戸数	122	41	48	36	28	275	
	青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計																																				
登録井戸数	127	46	50	36	30	289																																				
	青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計																																				
登録井戸数	122	41	48	36	28	275																																				
第 2 部 第 2 章 第 15 節 地盤災害の予防 P168～170	1. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防 【都市整備局】 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきている。 このため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。 （宅地造成工事規制区域の指定面積 13,162.39 ha） (中略) (1)～(2) (略) (3) パトロール活動の実施 毎年梅雨時期前に、宅地造成工事規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、擁壁等の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。 (4) (略)						1. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防 【都市整備局】 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきている。 このため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。 (削除) (中略) (1)～(2) (略) (3) パトロール活動の実施 毎年梅雨時期前に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、擁壁等の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。 (4) (略)							記述の適正化 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正																												

旧頁	旧	新	備考												
	らない。 現在、防火地域は都心商業地域、泉中央地区、あすと長町地区、最低限高度地区指定区域等において指定されており、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域と準工業地域及び都心周辺の住宅地等において指定されている。 <table><tr><td>防 火 地 域</td><td>257 ha</td></tr><tr><td>準 防 火 地 域</td><td>3,880 ha</td></tr><tr><td>計</td><td>4,137 ha</td></tr></table>	防 火 地 域	257 ha	準 防 火 地 域	3,880 ha	計	4,137 ha	らない。 現在、防火地域は都心商業地域、泉中央地区、あすと長町地区、最低限高度地区指定区域等において指定されており、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域と準工業地域及び都心周辺の住宅地等において指定されている。 <table><tr><td>防 火 地 域</td><td>257 ha</td></tr><tr><td>準 防 火 地 域</td><td><u>3,891</u> ha</td></tr><tr><td>計</td><td><u>4,148</u> ha</td></tr></table> ※令和 6 年 6 月時点	防 火 地 域	257 ha	準 防 火 地 域	<u>3,891</u> ha	計	<u>4,148</u> ha	時点更新
防 火 地 域	257 ha														
準 防 火 地 域	3,880 ha														
計	4,137 ha														
防 火 地 域	257 ha														
準 防 火 地 域	<u>3,891</u> ha														
計	<u>4,148</u> ha														
第 2 部 第 2 章 第 21 節 応援体制の整備 P192	3. 応援要請及び受入れ体制の整備 応援要請を機を失せずに行い、また、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、関係各局は、応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る受援計画の作成、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制を整備する。なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。	3. 応援要請及び受入れ体制の整備 応援要請を機を失せずに行い、また、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、関係各局は、応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る受援計画の作成、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制を整備する。なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合												